

財務状況を全般的に説明する資料

◆ 事業活動収支計算書の予算対比について

教育活動収支の収入は106,056千円の減となり、内訳は、学生生徒等納付金67,026千円の減、手数料1,759千円の減、寄付金271千円の増、経常費等補助金48,478千円の減、付随事業収入5,130千円の増、雑収入5,806千円の増です。学生生徒等納付金の大きな要因は、学生の休学・退学・除籍によるものです。経常費等補助金の減は、特別収支の施設設備補助金44,807千円計上によるものです。

教育活動収支の支出は109,567千円の減となり、内訳は、人件費40,555千円の減、教育研究経費9,705千円の増、管理経費74,577千円の減、徴収不能金4,140千円の減で、人件費・管理経費は節約に努めました。教育研究経費の増は、減価償却費の予算計上漏れで30,364千円の増、奨学費9,824千円の減、旅費6,998千円の減、研修費6,398千円の減です。その結果、教育活動収支は3,511千円の増となりました。

教育活動外の収入は5,186千円の減となり、主に収益事業部の利益収入5,728千円の減です。

教育活動外の支出は2,976千円の減となり、主に借入金等利息の2,865千円の減で、その結果、教育活動外収支は2,210千円の減となりました。

特別収支の収入は、45,272千円の増となり、主に平成保育園の施設設備補助金収入34,488千円の増と大学の私立学校施設設備費補助金10,319千円の増です。

特別収支の支出は26,240千円の増となり、主に資産処分差額の25,887千円の増で、その結果、特別収支は19,032千円の増となりました。

基本金組入前当年度収支差額は20,333千円の増となりました。

基本金については、基本金組入額126,000千円を計上しておりましたが、収益事業部へ土地・建物を移行した結果、基本金取崩額を145,429千円計上しました。

◆ 事業活動収支計算書の前年度対比について

教育活動収支の収入は103,742千円の減となり、内訳は、学生生徒等納付金148,596千円の減、手数料761千円の増、寄付金2,048千円の増、経常費等補助金28,199千円の増、付随事業収入17,221千円の増、雑収入3,375千円の減です。学生生徒等納付金の大きな要因は、学生数の減少で減額となりました。寄付金・経常費等補助金の増は各学校が寄付金・経常費等補助金の獲得に努めた結果です。

教育活動収支の支出は28,029千円の増となり、内訳は、人件費10,834千円の減、教育研究経費9,399千円の増、管理経費28,604千円の増、徴収不能額等860千円の増で、人件費の内訳は、教員人件費42,138千円の減、職員人件費32,718千円の増、退職金等1,414千円の減です。

教育研究経費の内訳は、賃借料11,821千円の増、報酬委託料8,573千円の増、減価償却費6,638千円の増、奨学費31,731千円の減、その他14,098千円の増です。管理経費の内訳は、報酬委託手数料20,366千円の増、広報費7,355千円の増、修繕費5,451千円の増、減価償却費減5,580千円の減、その他1,012千円の増です。

その結果、教育活動収支差額は131,771千円の減となりました。

教育活動外の収入は64,909千円の減となり、内訳は、受取利息・雑収入68,481千円の減、収益活動事業収入3,572千円の増です。

教育活動外の支出は借入金利息等4,225千円の減です。その結果、教育活動外収支差額は60,684千円の減となりました。

特別収支の収入は45,684千円の増となり、内訳は、現物寄付877千円の増、施設設備補助金44,807千円の増、支出は資産処分差額等25,693千円の増となりました。その結果、特別収支差額は19,991千円の増となりました。

基本金組入前当年度収支差額は172,464千円の減となりました。

基本金については、昨年度基本金組入額157,395千円に対して、今年度は基本金取崩額145,429千円となりました。

各科目の平易な説明の資料

◆ 資金収支計算書の科目（収入の部）

科 目	説 明
学生生徒等納付金収入	教育研究活動の対価としての性質を有し、在学条件として義務的かつ一律に納付させる授業料、実験実習料や、学生生徒等を就学させるに当たって義務的かつ一律に納付させる入学金など。
手数料収入	特定の用役の提供に当たって受益者から徴収する手数料。入学検定料、試験料、証明手数料収入など。
寄付金収入	金銭その他の資産を寄贈者から贈与されたもので、補助金収入としないもの。
補助金収入	国又は地方公共団体から交付される助成金。日本私立学校振興・共済事業団やこれに準ずる団体からの助成金を含む。
資産売却収入	帳簿残高のある固定資産等の売却収入。不動産売却収入、有価証券売却収入など。
付随事業・収益事業収入	補助活動収入（食堂、売店、寄宿舍等教育活動に付随する活動に係る事業の収入）、附属事業収入（附属機関（病院、研究所等）の事業の収入）、受託事業収入（外部から委託を受けた試験、研究等による収入）、収益事業収入（収益事業会計からの収入）など。
受取利息・配当金収入	その他の受取利息・配当金収入（預金、貸付金等の利息、株式の配当金等）など。
雑収入	学生生徒等納付金収入から事業収入までの各収入に含まれない収入で、固定資産に含まれない物品の売却収入その他学校法人に帰属する収入。
借入金等収入	金融機関等から借り入れた資金。
前受金収入	翌会計年度以後の諸活動に対応する収入を当該会計年度において資金収入したもの。
その他の収入	学生生徒等納付金収入から前受金収入までの各収入科目に含まれない収入。積み立ててきた特定資産から繰り入れた収入や、前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入など。
資金収入調整勘定	当年度の諸活動に対応する収入のうち、資金の収入が当年度中に行われず、前年度又は翌年度に行われる収入項目に対応する勘定。
前年度繰越支払資金	前年度から繰り越した支払資金。

◆ 資金収支計算書の科目（支出の部）

科 目	説 明
人件費支出	教職員等に支給する人件費。教員人件費支出、職員人件費支出、役員報酬支出、退職金支出など。

教育研究経費支出	教育研究のために支出する経費。消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出など。
管理経費支出	教育研究経費以外の経費。消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出など。
借入金等利息支出	借入金及び学校債に係る利息支出。
借入金等返済支出	借入金及び学校債に係る返済支出。
施設関係支出	学校法人がその諸活動に使用する目的で取得する土地、建物、構築物、建設仮勘定等、固定して設置する固定資産に係る支出。
設備関係支出	学校法人がその諸活動に使用する目的で取得する教育研究用機器備品、その他の機器備品、図書、車輛等の設備又は電話加入権等の設備の利用に係る権利に係る支出。
資産運用支出	学校法人の資産運用目的による資金支出。
その他の支出	人件費支出から資産運用支出までの各科目に含まれない支出。当年度内に支払義務が確定しているが、年度末に未払いとなったもの（期末未払金）や、当年度に属する経費を前年度以前に前払いしたもの（前期末未払金）など。
資金支出調整勘定	当年度の諸活動に対応する支出のうち、資金の支出が当年度中に行われず、前年度又は翌年度に行われる支出項目に対応する勘定。
次年度繰越支払資金	翌年度へ繰り越される支払資金。

◆ 事業活動収支計算書の科目

科 目	説 明
その他の教育活動外収入	収益事業収入、外国通貨や外貨預金の円貨への交換の際に生じる為替換算差額（為替差益）など、教育研究活動以外の収入。
その他の教育活動外支出	外国通貨や外貨預金の円貨への交換の際に生じる為替換算差額（為替差損）など、教育研究活動以外の支出。
その他の特別収入	施設設備寄付金、現物寄付、施設設備補助金、過年度修正額。
資産売却差額	学校が持つ不動産、有価証券等の資産を売却した際に生じる売却益。その他、有価証券の時価の著しい下落による有価証券評価損（有価証券評価差額）、有姿除却を行った場合の有姿除却等損失を含む。
その他の特別支出	災害損失、退職給付引当金特別繰入額、デリバティブ取引の解約損。
事業活動収入	学生生徒等納付金や補助金など学校法人の負債とならない収入。従来の「帰属収入」。企業会計の「収益」に当たる。
事業活動支出	年度内で消費する資産の取得価額（減価償却額など）と用役の対価として支出した額（人件費や経費支出など）。従来の「消費支出」。企業会計の「費用」に当たる。

経年推移の状況が分かる資料

1 資金収支計算書

(単位：千円)

科 目		平成 28 年度	平成 27 年度
収入の部	学生生徒等納付金収入	2,146,799	2,295,395
	手数料収入	23,204	22,443
	寄付金収入	11,191	9,143
	補助金収入	169,707	96,701
	資産売却収入	0	0
	付随事業・収益事業収入	48,001	27,208
	受取利息・配当金収入	3,542	8,023
	雑収入	10,737	14,112
	借入金等収入	0	0
	前受金収入	1,201,074	1,148,732
	その他の収入	961,567	515,755
	資金収入調整勘定	△1,182,395	△1,127,400
	前年度繰越支払資金	2,154,247	1,762,608
	収入の部合計	5,547,674	4,772,720
支出の部	人件費支出	1,301,793	1,316,970
	教育研究経費支出	411,624	408,863
	管理経費支出	266,552	233,577
	借入金等利息支出	23,135	25,382
	借入金等返済支出	111,372	111,372
	施設関係支出	52,067	20,415
	設備関係支出	74,719	56,433
	資産運用支出	82,420	4,087
	その他の支出	635,136	497,273
	[予備費]	0	0
	資金支出調整勘定	△ 70,602	△ 55,899
	翌年度繰越支払資金	2,659,458	2,154,247
	支出の部合計	5,547,674	4,772,720

(単位：千円)

科 目		平成 26 年度
収入の部	学生生徒等納付金収入	2,128,933
	手数料収入	23,867
	寄付金収入	224
	補助金収入	26,853
	資産運用収入	5,575
	資産売却収入	5,016
	事業収入	26,000
	雑収入	3,476
	借入金等収入	0
	前受金収入	1,107,126
	その他の収入	428,777
	資金収入調整勘定	△ 976,884
	前年度繰越支払資金	1,761,754
	収入の部合計	4,540,717
支出の部	人件費支出	1,284,730
	教育研究経費支出	347,165
	管理経費支出	222,462
	借入金等利息支出	27,252
	借入金等返済支出	111,372
	施設関係支出	2,962
	設備関係支出	15,102
	資産運用支出	4,423
	その他の支出	811,108
	資金支出調整勘定	△ 48,467
	次年度繰越支払資金	1,762,608
支出の部合計	4,540,717	

事業活動収支計算書（単位：千円）

科 目		平成28年度	平成27年度	
教育活動収入の部	学生生徒等納付金	2,146,799	2,295,395	
	手数料	23,204	22,443	
	寄付金	11,191	9,143	
	経常費等補助金	124,900	96,701	
	付随事業収入	44,429	27,208	
	雑収入	10,737	14,112	
	教育活動収入計	2,361,260	2,465,002	
	教育活動支出の部	人件費	1,311,345	1,322,179
		教育研究経費	567,488	558,089
		管理経費	272,095	243,491
徴収不能額等		860	0	
教育活動支出計		2,151,788	2,123,759	
教育活動収支差額		209,472	341,243	
教育活動外収入の部	受取利息・配当金	3,542	8,023	
	雑収入	1,000	65,000	
	その他の教育活動外収入	3,572	0	
	教育活動外収入計	8,114	73,023	
	教育活動外支出の部	借入金等利息	23,135	25,382
		その他の教育活動外支出	689	2,667
		教育活動外支出計	23,824	28,049
教育活動外収支差額		△ 15,710	44,974	
経常収支差額		193,762	386,217	
特別収入の部	資産売却差額	0	0	
	その他の特別収入	49,672	3,988	
	特別収入計	49,672	3,988	
	特別支出の部	資産処分差額	26,093	400
		その他の特別支出	990	990
		特別支出計	27,083	1,390
特別収支差額		22,589	2,598	
[予備費]		0	0	
基本金組入前当年度収支差額		216,351	388,815	
基本金組入額合計		0	△ 157,395	
当年度収支差額		216,351	231,420	
前年度繰越収支差額		127,811	△ 103,609	
基本金取崩額		145,429	0	
翌年度繰越収支差額		489,591	127,811	

(参考)

事業活動収入計	2,419,046
事業活動支出計	2,202,695

消費収支計算書（単位：千円）

科 目		平成26年度
収入の部	学生生徒等納付金	2,128,933
	手数料	23,867
	寄付金	224
	補助金	26,853
	資産運用収入	5,575
	資産売却差額	16
	事業収入	26,000
	雑収入	3,476
	帰属収入合計	2,214,944
	基本金組入額合計	△ 42,908
消費収入の部合計		2,172,036
支出の部	人件費	1,293,705
	教育研究経費	502,000
	管理経費	231,857
	借入金等利息	27,252
	資産処分差額	214
徴収不能額	34,209	
消費支出の部合計		2,089,237
当年度消費収入（支出）超過額		82,799

財務比率等を活用して財務分析をしている資料

比率名	算式 (×100)	評価	比率
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	低い方が良い	55.3%
人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	低い方が良い	61.1%
教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	高い方が良い	24.0%
管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$	低い方が良い	11.5%
借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{経常収入}}$	低い方が良い	1.0%
事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$	高い方が良い	8.9%
基本金組入後収支比率※	$\frac{\text{事業活動支出}}{\text{事業活動収入 - 基本金組入額}}$	低い方が良い	91.1%
学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$	どちらとも いけない	90.6%
寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{事業活動収入}}$	高い方が良い	0.7%
経常寄付金比率	$\frac{\text{教育活動収支の寄付金}}{\text{経常収入}}$	高い方が良い	0.5%
補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{事業活動収入}}$	高い方が良い	7.0%
経常補助金比率	$\frac{\text{教育活動収支の補助金}}{\text{経常収入}}$	高い方が良い	5.3%
基本金組入率※	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{事業活動収入}}$	高い方が良い	0.0%
減価償却額比率	$\frac{\text{減価償却額}}{\text{経常支出}}$	どちらとも いけない	7.5%
経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	高い方が良い	8.2%
教育活動収支差額比率	$\frac{\text{教育活動収支差額}}{\text{教育活動収入計}}$	高い方が良い	8.9%

(注1) 「経常収入」 = 「教育活動収入計」 + 「教育活動外収入計」

(注2) 「経常支出」 = 「教育活動支出計」 + 「教育活動外支出計」

(注3) 「経常収支差額」 = 「経常収入」 - 「経常支出」

(注4) 寄付金比率の「寄付金」には特別収支の「施設設備寄付金」及び「現物寄付」を含む。

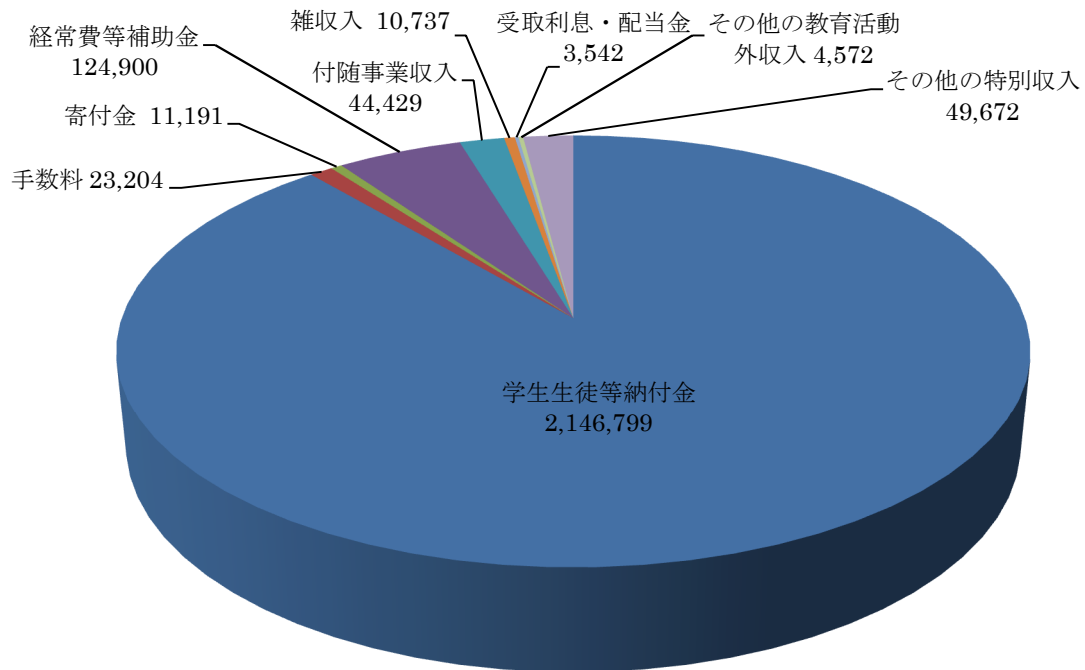
(注5) 補助金比率の「補助金」には特別収支の「施設設備補助金」を含む。

※今期は基本金組入額が取崩となったため、「基本金組入額」は「0」として計算

グラフや図表を活用した資料

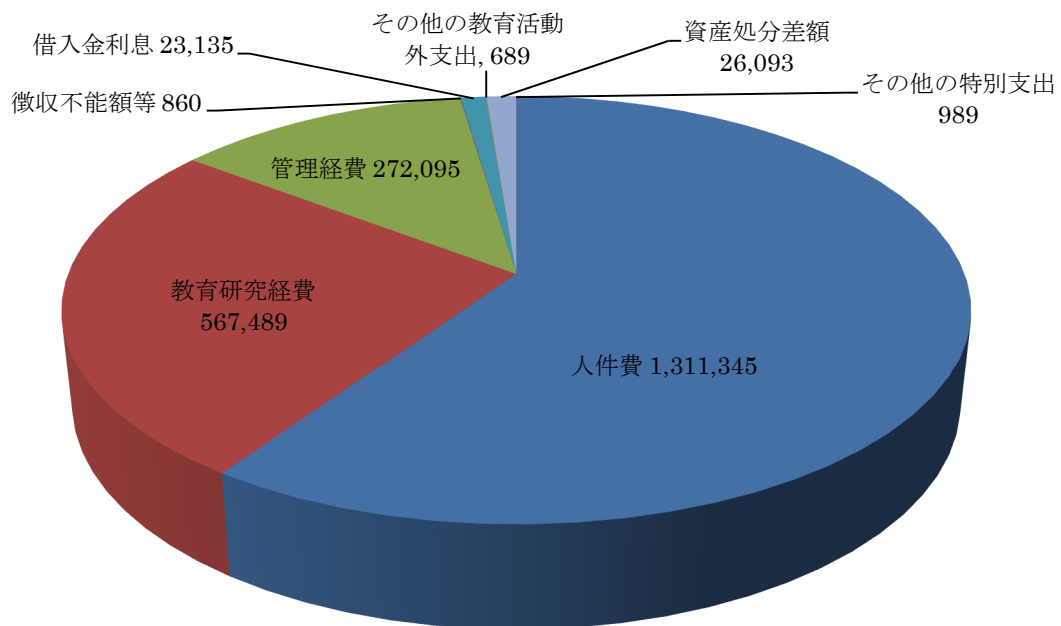
◆事業活動収入構成図

(単位：千円)



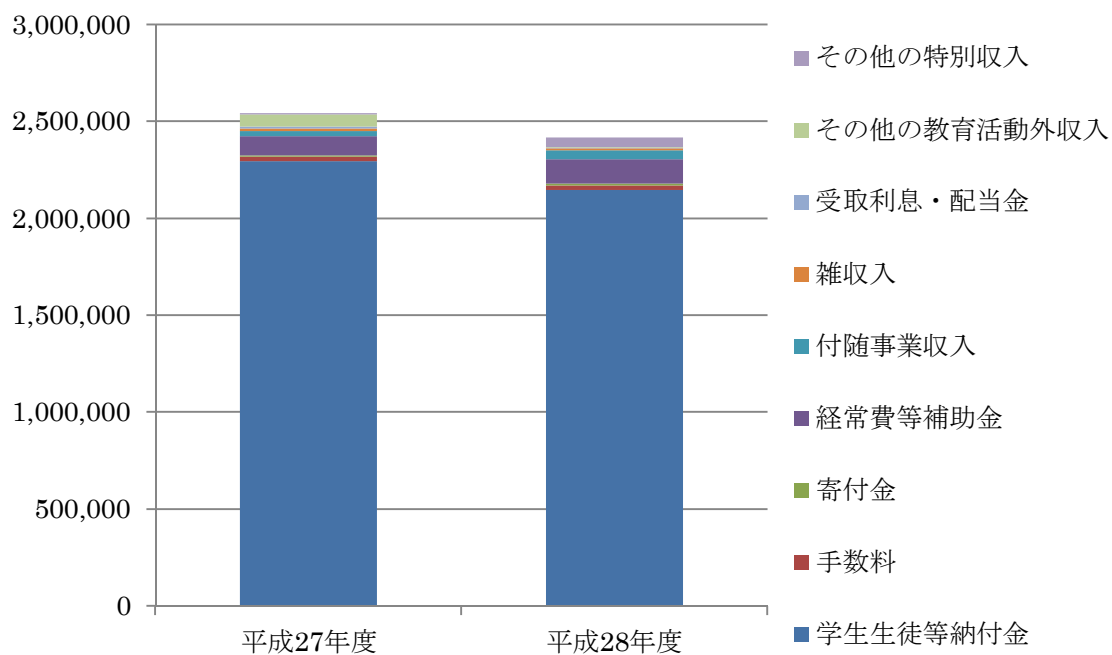
◆事業活動支出構成図

(単位：千円)



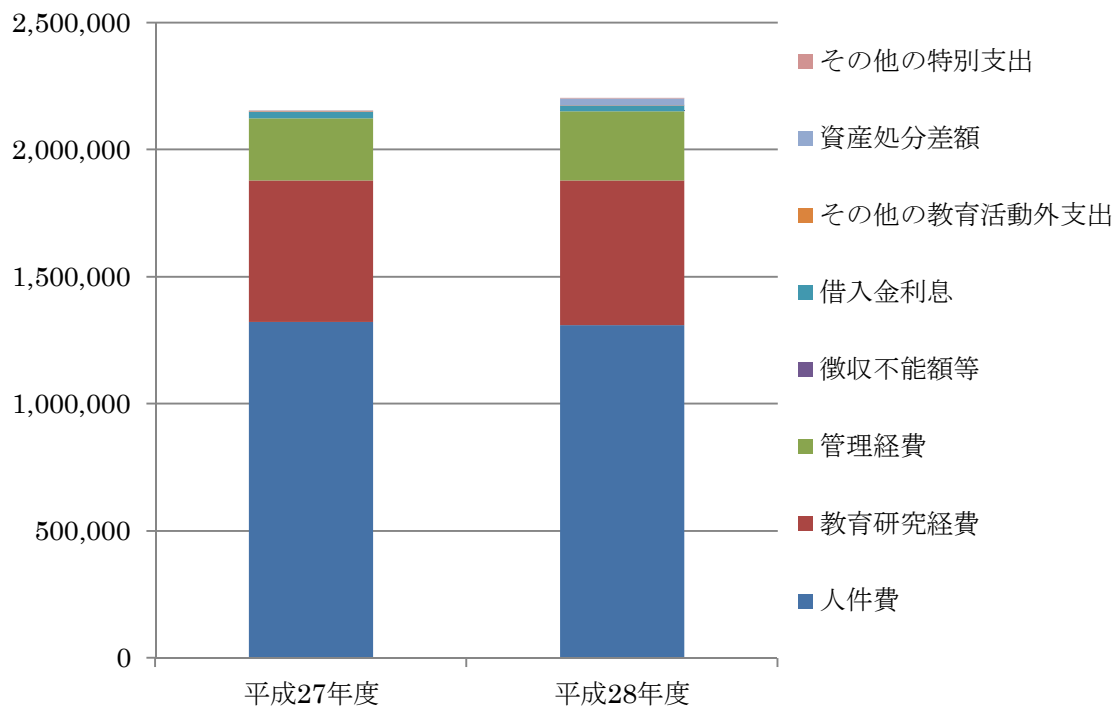
◆年度別事業活動収入構成図

(単位：千円)



◆年度別事業活動支出構成図

(単位：千円)



学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料

◆ 学校法人とは

学校法人とは、私立学校の設置を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される法人をいいます（私立学校法第3条）。学校法人は、学校法人会計基準で定めるところに従って会計処理を行い、計算書類を作成しなければならないとされています。

◆ 学校法人会計基準の特徴

学校法人は、一般の企業のように利益の追求を目的とするものではありません。学校法人は、教育研究活動を目的としています。収入と支出のバランスが取れなければ学校運営を維持することはできません。そのため、学校法人会計の目的は、設置運営する大学等の永続的維持、発展と教育研究活動の円滑な遂行です。同時に、経常費補助金に係る予算の適切な執行が求められます。

学校法人の収入の大半は、自由に増額することが困難な学生生徒等納付金です。また、教育研究活動の維持発展のための支出を削減することが難しい点があります。そこで、学校法人の経営状況及び財政状態を的確に把握するため、学校法人会計基準に基づき計算書類を作成する必要があります。

◆ 学校法人会計と企業会計の違い

企業が利益の追求を目的としているのに対し、学校法人は教育研究活動を目的としています。企業会計が計算書類からその経営成績を知ることが目的であるのに対し、学校法人会計は計算書類によって安定的、継続的に教育研究活動が行われているか否かを知ることが目的です。

学校法人の事業は、基本的に非営利事業です。そのため、収益事業を目的とした一般事業会社のように利益を得ることが目的とはなっていないことから、一定の制限の下に認められる収益事業を除き、企業会計における損益計算は適用されません。